

間部・高橋両先生のご退職にあたり

矢口 俊昭
(本法務研究科教授)

この3月をもって、間部俊明、高橋理一郎の両先生は神奈川大学をご退職になる。お二人とも、在職期間の長短はあるものの、神奈川大学大学院法務研究科の実務家教員・教授として教育にたずさわり、また管理・運営にもかかわってきた。しかし、この度それぞれのご事情から本学教員をご退職になる。

ところで、実務家教員を教員組織の不可欠の構成員とする、法曹養成に特化した法科大学院制度の創設は既に6年前になる。複雑高度化、多様化そして国際化などの一層の進展にみられる社会の大きな変化に対応した個人や企業などの活動が要請されるなかで、司法制度にも改革が求められた。司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会)は「法曹が、個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することによりそれらの活動が法的ルールに従って行なわれるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実務的な解決・救済を図ってその役割を果たすことへの期待は飛躍的に増大するであろう」という。かかる認識に基づき、法曹をその質・量において大幅に拡充することが必須とされた。いわば「国民の社会生活上の医師」としての法曹の要請である。そこで、従来の法曹養成が司法試験という「点」に重きを置きすぎたとの反省も加わり、法曹養成のあり方を見直し、法学教育、司法試験および司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度に転換することが構想され、制度化された。その一環として法学教育を主として担う法科大学院が生まれた。

このような法科大学院における法学教育では、法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得とそれを批判的に発展させていく創造的な思考力の育成などは無論のこととして、さらに人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養・向上などがその理念・目的とされる。かかる理念・目的を具体化する教育制度の特色には、公平・透明な入学選抜制度、専任教員1名に対して15名以下の学生という少人数教育、予習・復習を前提とした授業運営、ソクラテスメソッドに典型的に見られるような双方向教育、厳格な出席管理と成績評価などいろいろあるが、なかでも法曹という高度専門職養成にふさわしい3年の修業年限を原則とするカリキュラムに実務的教育を加えたことは全く新しく、画期的であった。教員につき実務法曹や実務経験者などの適切な参加を得るなど実務との密接な連携を図るため、研究者教員だけでなく、一定の実務家教員を教員組織の構成員とし、単に理論教育だけでなく、実務的教育を加えた、新しい法曹養成教育に取り組むこととなった。設置基準によれば、5年以上の実務経験を有する実務家教員は専任教員の概ね2割程度とされる。本大学院においても15名の専任教員のうち4名が実務家教員である。実務的教育の意義として、学生に将来の法曹を具体的にみすえた学習に対する動機づけ、新司法修習における実務研修

との間の適切な役割分担としての導入的役割やその一部肩代わり、さらには法律基本科目教育への貢献などが一般に挙げられる。

本法科大学院においても、これらの意義を十分意識しながら、カリキュラムに実務的教育を位置づけてきた。実務基礎科目として民事・刑事の各実務、法曹倫理、裁判外紛争処理（ADR）特講、横浜弁護士会の協力のもとでのリーガルクリニックおよびエクスターンシップなどが設けられた。このように幅広く実務基礎科目を提供するだけでなく研究者教員と実務家教員とが共同で行なう演習科目も開講した。理論教育と実務教育の架橋ということがよくいわれるが、これらの演習は直接にそれを目指すものである。公法、民事そして刑事の各演習において、具体的な事例を素材に学生も含めてそれぞれの立場から議論を展開し、複眼的な見方の訓練をしつつ事例を総体的に把握し、妥当な解決の道筋をつけていき、学生の理解を深化させ、かつ確かなものとしていく。これは本法科大学院教育の特色の一つである。

このような実務教育、ひいては法科大学院の教育においてきわめて重要な役割を果たしてきたのがお二人の先生である。間部先生は本法科大学院の創設時からのメンバーであり、6年間在職した。法科大学院創設時には、設置趣旨をどうする、それに対応したカリキュラムをどうすると、設置に向けていろいろ議論があったが、先生は弁護士として大変幅広く活躍するばかりでなく、日弁連において司法改革実現本部の主要メンバーの一人でもあったので、その学識・経験に助けられた記憶がある。前述のような実務家教員と研究者教員のジョイントにおいておこなわれる演習では、彼は公法だけでなく民事もこなし、かつ刑事実務という刑事分野の授業、さらにはADRやリーガルクリニックまで担当した。まさに、八宗兼学の士である。公法演習を共に担当した体験から、彼の幅広く、豊かな経験と深い学識に裏打ちされた講義そして愛情あふれる叱咤・激励が学生を奮い立たせていたことと確信している。彼は、また、高橋先生と同様に、刑事実務において模擬裁判を取り入れ、その指導・教育に膨大な時間を割いていた。そんな間部先生が、この度一身上の都合により、本法科大学院を去られるとのこと、大変残念である。

高橋理一郎先生は、ご存知のように、2004年度に横浜弁護士会の会長を勤められ、その後も日弁連の常務理事や神奈川調停協会連合会理事など多くの法曹界をはじめとする社会的活動においてご活躍の先生である。思えば、会長時に本法科大学院も開設をみたので、最初の学生に対して先生に激励のご講演をお願いした。これがその後の歴代横浜弁護士会長による講演会の先鞭となった。先生の本法科大学院への赴任は、その意味では、運命的とすらいえるが、実際のご招聘を名誉とし、大いに喜んだのはつい3年前のことでした。横浜弁護士会長経験者ということから社会的活動に秀でた実務家との印象が強いのはやむを得ないし、またそのこと自体は決して誤りでもないのだが、実は先生は会社法関係の研究で国際経済法学博士号を取得した一級の研究者でもある。そのような先生ゆえ、いつまでも社会が自由にしておくわけもなく、この度日本弁護士連合会の副会長に就任することとなった。先生は、在任中、民事実務をはじめ専門とされる民事、特に商事法関係の授業を担当してきた。民事実務では、間部先生同様、模擬裁判を授業に組み込み、時間が足りなくなると忙しいなか休みを利用してまで、指導・教育に取り組まれるという熱心さでした。申し分のない実務経験を背景に、情熱あふれる教育を受けることができた学生はまったく幸せであった。

前述のような理念・目的に基づき、創設をみた法科大学院制度もここに来て、大変厳しい状況に晒されている。一般的な背景として経済的不況や少子化などもあるが、最も大きな原因の一つは、当初表明し、見込まれた合格者数が確保されていないことである。すなわち、制度の発足時、平成22年（2010）年ごろには合格者数の年間3000人達成を目指し、概ね平成30（2018）年ごろには実

働法曹人口は5万人規模に達すると構想されていた。しかし、合格者数は、現在、2000名程度に低迷し、近くその大幅な増加も望めないばかりか減員すらいわれる状況にある。そのため予想された6割から7割の合格率から大きくかけ離れた、2割から3割という合格率の低下がみられる。この低下は、社会人をはじめ法曹を目指す人の激減をもたらし、志望者の質および多様性の確保を困難にしている。また、新司法試験合格の難しさは、勢い試験科目の勉強に比重をおくこととなり、それ以外の基礎法学や隣接科目をはじめ実務基礎科目までも軽視する傾向を生じさせる。このように制度そのものが動揺しているこの時期に、お二人の頼りになるベテラン教員が退職することは、本法科大学院にとって二重の苦難ともいえる。しかし、これを乗り越え、一人でも多く優秀な法曹を養成し、本法科大学院を発展させていくことが、お二人の先生のこれまでの貢献にこたえることと肝に銘じ、感謝と共に両先生のご健勝とご活躍を祈りつつお別れとする。また、勝手ながら、これまでの本学でのご経験を生かし、今後弁護士会などを通じて法科大学院に対する支援をお願いし、送別の辞としたい。